

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～6 (略) (電子媒体による請求額情報の通知)</p> <p>7 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、その I P 通信網サービス（当社が提供する他の I P 通信網サービスであつて、その料金等が I P 通信網サービスに係る料金に合せて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。）について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報（当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。</p> <p>(1) その請求のあつた I P 通信網サービスに係る料金等の支払方法が、口座振替又はクレジット払い（eビリングご利用規約に規定するものをいいます。以下同じとします。）ではないとき。</p> <p>(2) その請求のあつた I P 通信網サービスに係る料金等が、他の X i サービス（X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、F O M A サービス（F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）又はワイドスター通信サービス（ワイドスター通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る料金等と一括して請求されている場合であつて、当社が別に定めるとき。</p> <p>(3) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>8 当社は、1 の I P 通信網サービスにおいて、料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき（当社が定めるときを除きます。）は、当社がそのことを確認した日において、その I P 通信網サービスについて契約者から前項に規定する請求があつたものとみなして取り扱います。</p> <p>ただし、契約者から電子媒体による請求額情報の通知に関する請求を行わない旨の意思表示があつた場合はこの限りではありません。</p> <p>9 当社は、I P 通信網サービスに係る料金その他の債務が、X i サービス、F O M A サービス又はワイドスター通信サービス（当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。）に係る料金等と一括して請求されている場合は、その I P 通信網サービスについて契約者から第 7 項に規定する請求があつたものとみなして取り扱います。</p> <p>10 当社は、第 7 項に規定する請求データ蓄積装置に、当該契約者に係る請求額情報を登録したことをもつて、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。</p> <p>11 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている I P 通信網サービスについて、次のいずれかに該当することを当社が確認したときは、その I P 通信網サービスの利用に係る口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書を発行します。</p> <p>(1) 第 41 条（利用停止）の規定によりその I P 通信網サービスの利用が停止されているとき。</p> <p>(2) 第 17 条（当社が行う一般契約の解除）又は第 22 条（その他の提供条件）の規定によりその I P 通信網契約が解除されたとき。</p> <p>12 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている I P 通信網サービスについて、I P 通信網契約者からこの取扱いを廃止する申出があつた場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。</p> <p>(1) 第 7 項各号のいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>(2) 第 17 条（当社が行う一般契約の解除）又は第 22 条（その他の提供条件）の規定によりその I P 通信網契約が解除されたとき。</p>	<p>第 1 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～6 (略) (電子媒体による請求額情報の通知)</p>

き。

13 当社は、特定 X i 等が当該契約約款の規定に基づき、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているときは、I P 通信網サービスについてもこの取扱いを行います。

14 当社は、前項に規定する請求データ蓄積装置に、当該契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。

15 当社は、第 7 項に規定する特定 X i 等について、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いが廃止されたときは、I P 通信網サービスについてもこの取扱いを廃止します。

16 電子媒体による請求額情報の通知に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

17～24 (略)

第 1 表～第 3 表 (略)

別表 1 (略)

別表 2 付加機能

種 類	提供条件
(略)	(略)
2 映像通信伝送機能（ドコモ光テレビオプション） 登録一般放送事業者（放送法126条により登録を受けた登録一般放送事業者であって、映像等の送信のために必要となる電気通信設備を利用して一般放送を行う事業者をいう。）が提供する映像及び映像に付随する音響に関する放送サービスを、その登録一般放送事業者が指定する契約者回線で受信することができる機能	(1) (略) (2) (1)の規定にかかわらず、第 1 種契約及び第 2 種契約の契約者名義が法人（法人に相当すると当社が認めるものを含み）であるとき及び当社が別に定める事項に該当することを当社が認めた場合は、この機能の提供はしないものとします。 <u>ただし、特定 F T T H 事業者の契約約款に規定する I P 通信網サービスの転用を利用して当社と I P 通信網契約を締結するまであって、当社又は特定 F T T H 事業者が認める場合は、この限りではありません。</u> (3)～(12) (略)

7 当社は、特定 X i 等が当該契約約款の規定に基づき、電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（当社又は請求事業者が行う料金等の請求に係る情報（当該契約者に係る料金等の請求額及びそのダイヤル通話の料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知する取扱いをいいます。以下同じとします。）を受けているときは、I P 通信網サービスについてもこの取扱いを行います。

8 当社は、前項に規定する請求データ蓄積装置に、当該契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。

9 当社は、第 7 項に規定する特定 X i 等について、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いが廃止されたときは、I P 通信網サービスについてもこの取扱いを廃止します。

10 電子媒体による請求額情報の通知に関するその他の提供条件は、当該契約約款の規定に準ずるものとします。

11～18 (略)

第 1 表～第 3 表 (略)

別表 1 (略)

別表 2 付加機能

種 類	提供条件
(略)	(略)
2 映像通信伝送機能（ドコモ光テレビオプション） 登録一般放送事業者（放送法126条により登録を受けた登録一般放送事業者であって、映像等の送信のために必要となる電気通信設備を利用して一般放送を行う事業者をいう。）が提供する映像及び映像に付随する音響に関する放送サービスを、その登録一般放送事業者が指定する契約者回線で受信することができる機能	(1) (略) (2) (1)の規定にかかわらず、第 1 種契約及び第 2 種契約の契約者名義が法人（法人に相当すると当社が認めるものを含みます）であるとき及び当社が別に定める事項に該当することを当社が認めた場合は、この機能の提供はしないものとします。 (3)～(12) (略)

附 則（平成 28 年 11 月 9 日経企第 1160 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 28 年 11 月 16 日から実施します。

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～8 (略)</p> <p>(電子媒体による請求額情報の通知)</p> <p>9 当社は、<u>利用回線又は利用回線に係る特定 X i 等</u> (I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下、同じとします。) が当該契約約款の規定に基づき、電子媒体による請求額情報の通知の取扱い (当社又は請求事業者が行う料金等の請求に係る情報 (当該契約者に係る料金等の請求額及びそのダイヤル通話の料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。) の送付に代えて、請求データ蓄積装置 (請求額情報 (料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。) を蓄積するための電気通信設備をいいます。以下同じとします。) に登録した電子データにより、請求額情報を通知する取扱いをいいます。以下同じとします。) を受けているときは、音声利用 I P 通信網サービスについてもこの取扱いを行います。</p> <p>10 (略)</p> <p>11 当社は、第 9 項に規定する<u>利用回線又は利用回線に係る特定 X i 等</u>について、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いが廃止されたときは、音声利用 I P 通信網サービスについてもこの取扱いを廃止します。</p> <p>12 (略)</p> <p>第 1 表～第 5 表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則 (平成 28 年 11 月 9 日経企第 1162 号) (実施期日) この改正規定は、平成 28 年 11 月 16 日から実施します。</p>	<p>第 1 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～8 (略)</p> <p>(電子媒体による請求額情報の通知)</p> <p>9 当社は、利用回線に係る特定 X i 等 (I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下、同じとします。) が当該契約約款の規定に基づき、電子媒体による請求額情報の通知の取扱い (当社又は請求事業者が行う料金等の請求に係る情報 (当該契約者に係る料金等の請求額及びそのダイヤル通話の料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。) の送付に代えて、請求データ蓄積装置 (請求額情報 (料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。) を蓄積するための電気通信設備をいいます。以下同じとします。) に登録した電子データにより、請求額情報を通知する取扱いをいいます。以下同じとします。) を受けているときは、音声利用 I P 通信網サービスについてもこの取扱いを行います。</p> <p>10 (略)</p> <p>11 当社は、第 9 項に規定する特定 X i 等について、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いが廃止されたときは、音声利用 I P 通信網サービスについてもこの取扱いを廃止します。</p> <p>12 (略)</p> <p>第 1 表～第 5 表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>